

○文部科学省令第 号
厚生労働省

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一一条第一項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「十年」を「七年」に改め、同項第四号中「以上」の下に「（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあつては、八人以上））」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(検討)

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。